

## 委員一次意見

### 1. 資料1に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
2.(3)(ア)	笠井委員	作業終了時とはそれぞれの隔離空間における全ての作業が完了した時点という理解でよろしいか。	隔離を行った作業場については、ご認識のとおりです。作業終了時の確認として取り残し等を確認した後、(イ)の隔離を解く際の確認を行うものと整理しております。なお、作業終了時の確認については、隔離した場合以外でも行うこととしたいと考えていますので、資料2の3.(1)をご参照ください。
5.	谷口委員	座長には大塚委員を推薦します。 理由 小委員会の委員長を務めていたことから。	ご賛同いただいたご意見として承ります。

### 2. 資料2に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材	寺園委員	「特定工事」「特定建築材料」「特定粉じん排出等作業」などの用語があり、用語に慣れた関係者であっても理解が困難なので、わかりやすい説明が必要と思われる。 改正法案の第12条に「特定工事」が定義されて「特定粉じん排出等作業を伴う建設工事」とされたが、この点については本資料でも説明が必要と思われる。 そして、「特定建築材料」にはレベル1,2建材にレベル3建材など(仕上塗材を含む)が追加されたが、これに関連して「特定工事」はレベル3建材などを対象に含むものに拡大され、従来のレベル1,2建材を対象としたものは「届出対象特定工事」になっていると理解している。しかしながら、本(1)の末尾で「以下の特定建築材料(レベル1,2建材)に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を(届出の)対象」という文章があり、この文においてかかり言葉が明確でないために「レベル1,2建材のみが特定工事」と誤読される可能性があるのも、もう少し明確な文章の方がよいと思われる。 また、「届出対象特定工事」の説明として、「特定粉じんを多量に発生し」という部分をもって対象をレベル1,2建材に限定するのであれば、本資料全体を通して「多量に発生」などの表現を統一させておいた方がよいかもしれない。	「特定工事」の定義については、現行法第18条の15の柱書において規定しており、今回の改正の機会にこれを第2条第12項に移したものであり、定義そのものに変更はありませんが、「特定工事」の指すところについては、資料中で説明するようにいたします。 その他資料中の用語についても、政省令等の改正を念頭に、法令で規定している用語を使用するよう、改めて整理したいと思います。
	笠井委員	特定建築材料に「石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材及び石綿含有仕上塗材」を追加した場合、大防法に基づく作業の実施の届出対象となる特定建築材料と対象外の特定建築材料は「特定建築材料に石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材及び石綿含有仕上塗材」であることがもう少し明確に分かるような記述として欲しい。	法律案では、特定工事のうち、現行の特定建築材料(吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)に係る特定粉じん排出等作業を伴うものを「届出対象特定工事」として新たに規定したところであり、資料中の記述について改めて検討いたします。
	笠井委員	「石綿含有成型板その他石綿含有仕上塗材」は、作業計画作成の対象とはなっているが、作業の実施の届出対象外となっているので、都道府県等の立入検査等による指導を行うのは、事前調査の簡易届出を基に行われるものと思われるが、明確な記載が望まれる。厚労省の届出との関連もあるが、それぞれの届出の必要な場合とそうでない場合の一覧表があるとわかりやすい。	また、厚生労働省で検討されている作業・計画の届出や事前調査結果の簡易届出が必要な場合と、大気汚染防止法における作業の届出や事前調査結果の報告が必要な場合は統一することを想定しているところ、施行通知やマニュアルにおいて分かりやすく示すことを想定しています。
	中村委員	石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材の、「その他」に含まれるものについて例示していただきたい。その際、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル p68と目で見えるアスベスト建材で範囲が異なるため、整理していただきたい。(建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルでは工作物にダクトパッキン等が含まれている。)	「その他の石綿を含有する建材」については、例えば、石綿セメント管、ひも状石綿布、石綿含有パッキン等が考えられるところ、資料中で示すとともに、施行通知やマニュアルにおいて示すことを検討いたします。
	谷口委員	その他の石綿を含有する建材について、基本的考え方の記載がない。その他建材として考えられる建材をある程度イメージ(又は列記)しておく必要があるのではないかと。	「目で見えるアスベスト建材」については、建築物において使用されている建材を対象として掲載しており、そもそもの前提が異なるところですが、ご意見については厚生労働省、国土交通省と共有してまいります。
	谷口委員	仕上塗材のうち、吹付けパーミキュライト等の扱いについては施行通知等で明確化するとのあるが、政省令で規定できないのか。できるなら、その方がよいと考える。	大気汚染防止法に規定する「吹付け石綿」に吹付けパーミキュライト等が含まれていることは、平成17年政令改正時の施行通知(平成18年11月11日付け環水大第発060111001号環境省水・大気環境局長通知)において示しているところであり、解釈として変わるものではないことから、政省令の改正による対応は不要と考えています。なお、今回の改正に当たって改めて周知を図ってまいります。
	谷口委員	作業計画は、立入検査や報告徴収の対象になるか。	法案第26条の報告及び検査の対象になると考えています。
	谷口委員	立入検査にて作業計画を迅速に確認できるように、様式や書式を統一しておくことが望まれる。将来のマニュアル改訂時に例示する必要がある。	ご意見を踏まえ、マニュアル等で例示することを検討してまいります。

1.(2)作業計画	谷口委員	作成された作業計画がどの工事に向けた計画なのかを明確にしておく必要がある。よって、「作業計画の対象とする工事の名称(届出対象特定工事である場合にあっては、その名称)、作業計画の前提となる事前調査の結果の名称」という趣旨の事項の記載を追加する。	いただいたご意見を踏まえて検討いたします。なお、現行法では、届出において工事の場所を記載させることによって工事を区別しており、事前調査結果については、新たに義務付ける事前調査結果の報告や記録において解体等工事の場所等を記載させることを考えており、これにより確認が可能であると考えています。
1.(3)作業基準 基本的な考え方	谷口委員	石綿含有成形板等、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有仕上塗材について、環境省がこれまでに行った調査の概要とその結果を示す必要がある。特に、石綿含有成形板等の湿潤化、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の養生、石綿含有仕上塗材の局所集じんの概要がわかるようにする必要がある。	ご意見を踏まえ、環境省がこれまでに行った調査の概要及び結果については次回示すこととします。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
1.(3)作業基準 石綿含有仕上塗材	出野委員	解体作業①イ 剥離剤、局所集じん装置について、性能・基準等の規定の必要性を検討する必要がある。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	本橋委員	解体作業①イ i および ii 条件や注意点なしに直接このような方法を挙げるのは、混乱を招くと思われる。特に大防法で直接チェックする地方公共団体の担当員が実際の現場の状態を理解していない場合が多く、省令案の言葉だけを頼りに不合理な判断をすることを恐れる。 ※剥離剤:無機系材料には不向き、予備試験で塗付量や時間を確認する必要あり、局所集じん装置使用:狭隘部や出隅等では適用困難な場合あり、表面の凹凸状態によっても集じんがうまくいかないケースがある等	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	外山委員	i.の方法は表層の有機成分を剥離する場合のみ有効で、全てに使用できるものではない。 ii.の工法では、出隅、入隅の部分やわずかな隙間から粉じんが飛散することが指摘されているため、検証が必要である。現状では、作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら超高压水またはグラインダーで削り取る方法が採られることが多い。 そのため「イ 石綿を含有している部位を確認した上で、石綿の飛散防止のために次のいずれかの方法を適切に選択し、【略】」と修正し、「iii.作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら削り取る方法」を追加すべき。	ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	外山委員	「石綿含有仕上塗材を施工するために使用された下地調整材についても、石綿含有仕上塗材と一体として規制を適用すること。」とあるが、主材、下地調整材だけでなくコンクリート補修材(混和剤等)に石綿含有の場合もある。「下地調整材、コンクリート補修材」とすべき。	ご意見も踏まえ、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。
	笠井委員	①の石綿含有仕上塗材には下地調整塗材の扱いについても明記してほしい。	下地調整剤については石綿含有仕上塗材と一体として規制を適用することを想定しており、施行通知で取扱いを明確にするとともに、具体的な作業方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	出野委員	母材を含めて一体に除去する場合については、廃掃法や建り法との整合を確認する必要がある。 例えば母材がコンクリートの場合は、 ⇒廃棄物処理法との整合性(産業廃棄物の種類等)を確認する。 ⇒建設リサイクル法との整合性(再資源化義務の免除等)を確認する。	ご意見のケースについても廃棄物処理法では、あくまで母材と塗材がそれぞれ廃棄物となったと解し、それぞれの廃棄物に応じた処理基準に従って適切に処理する必要があります。そのため、排出時における分別がそもそも望ましいですが、分別せず排出した場合には、その両方の廃棄物の処理基準を遵守する必要があります。 建設リサイクル法において、特定建設資材に係る解体工事等については分別解体等をしなければならないとされていますが、正当な理由により分別解体等が実施できないため石綿を母材と含めて一体的に除去する場合は、当該廃棄物は建設リサイクル法に規定される再資源化等の実施義務に該当しないものと考えております。 ご意見も踏まえ、マニュアル等への記載を検討してまいります。

1.(3)作業基準  
石綿含有成形板  
等

中村委員	<p>現状の記載のみだと、養生する必要が見えてこないため、環水大大発第1705301号の別紙にある「施工区画を明確に定め、…」が読める記載にしていきたい。</p>	<p>ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。</p>
城山委員	<p>②イ. 薬液等の湿潤化とあるが使用する薬液の提示とマンションや戸建ての室内は湿潤すると階下へ流れたり工事範囲外の既存物が腐蝕する恐れがあるので塗布材を検討してほしい。 ②ロ. 周辺の養生はどのレベルでおこなうのか明確にしてほしい。</p>	<p>ご意見も踏まえ、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。</p>
本橋委員	<p>解体作業②ハおよび改造・補修作業ロ レベル3の成形板の中で石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種を特別に取り上げて措置を示しているが、この根拠を示していただきたい。また、その根拠が公表されているのか、技術者の間で合意を得られているのか明確にしていきたい(我々が過去に行った調査では、ケイ酸カルシウム板だけを特別に注意するという結論やまとめは得られていない。成形板の破断面積、成形板の石綿含有量が粉じん濃度に大きな影響を与え、散水効果が認められる等の結果を得た。) また、タイプ2のケイ酸カルシウム板は主に天井や内壁に使用されるため、表面には壁紙や塗装等の表面仕上げがあるケースが多く、表面処理の仕方によって措置は大きく異なる筈である。 これらの事実を考えれば、単に、省令案のような措置をケイ酸カルシウム板のみを対象に示すことは大きな誤解を与えるものと考ええる。 ※第1種は防火材料の認定上の用語であり、一般的には抄造法で製造されるかさ密度0.8または1.0(0.6~1.2)のタイプ2ケイ酸カルシウム板(JIS A 5430)であり、鉄骨耐火被覆用の第2種とは異なる。)</p>	<p>石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、中央環境審議会石綿飛散防止小委員会において他の石綿成形板等に比べて高い繊維の飛散性が見られることが議論され、「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申)」において、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられるとの見解が示されています。 ご意見を踏まえ、環境省がこれまでに行った調査の概要及び結果については次回示すこととします。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。</p>
谷口委員	<p>けい酸カルシウム板第1種について、「周囲を囲うことにより囲いの外側での飛散を十分抑えられる」ということではないのか。②ハも、「養生」ではなく、「作業場周辺を囲う」ということではないか。</p>	<p>ご指摘の方法も含めて、大気汚染防止法では「養生」と規定しています。具体的には、内装のけい酸カルシウム板第1種を除去する場合には、開口部をテープで目隠りする、飛散のおそれのある部分をプラスチックシート等で塞ぐ等の措置を考えており、具体的な作業方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。</p>
外山委員	<p>イ「掻き落とし、切断し、又は破碎」、石綿障害予防規則第13条の一に合わせ、「石綿等の切断、穿孔、研磨等」とすべきだが、現実にはイの方法で除去できることはほとんどない。ビス止めをドライバー等で解除する場合でも、「研磨」に該当し、実際に一部破損や研磨、振動によって粉じんが飛散するため、基本的に湿潤化等の措置が必要である。また、墜落、感電等のおそれのため湿潤化できない場合も考慮すべき。HSEのAsbestos Essential EMSでは、湿潤化またはHEPA掃除機で吸引しながら解除することとしている。また、薬液を使用することはほとんどなく、実際には水を使用している。よって以下のとおり変更すべき。 「イ 除去する特定建築材料を水、薬液等により湿潤化すること。 ロ イの方法により特定建築材料を除去することが技術上著しく困難な場合は、HEPAフィルター付き真空掃除機で粉じんを吸引しながら除去すること。 ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあっては、次に掲げる措置を講ずること。 i.当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ii.当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。」 【改造・補修作業】も同様に変更。</p>	<p>「特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法」との表現については、ご意見を踏まえて検討いたします。また、これには、建材の周縁部等に取り付けられた釘やビスを工具(電動工具も含む)で抜き取る作業も含むことを想定しています。 湿潤化が困難な場合には、養生や局所集じん機の使用が考えられますが、作業基準においては「これと同等以上の効果を有する措置を講じること」と規定してこの中で読み込むこととし、具体的には施行通知やマニュアル等で示すことを想定しています。 「薬液等」には水も含んでおり、具体的にはマニュアル等で示すことを想定しています。</p>
外山委員	<p>必ずしもここに記載する必要はないが、マニュアル等では以下の点を示す必要がある。 ・床材の接着剤の除去方法。 ・ルーフィング材の除去方法。 ・建築用仕上塗材を母材(成形板)と一体として除去する方法。 ・屋上防水等防水シートの除去方法 ・改修工事等で特定建築材料を切断、穿孔等の加工作業を行う場合(吸じんしながら施工)の方法。</p>	<p>ご意見を踏まえ、マニュアル等への記載を検討してまいります。</p>
笠井委員	<p>②のハの養生方法は、プラスチックシートで作業エリアを囲み、負圧管理は必要なしと理解してよいか。そうであれば、負圧管理までは必要ないことを記述してほしい。</p>	<p>ご認識のとおりですので資料中で明示することとします。</p>

	中村委員	<p>現状の記載のみだと、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルp123にある外周養生がいらないととられかねないと危惧している。</p> <p>現状の作業基準(別表第7)令第3条の4第1号に掲げる作業イでは、「特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。」とあるので、屋外にある石綿含有成形板(屋根、外壁等)を除去する場合は、外周養生が必要と読めるような記載にしていきたい。</p> <p>本市では、解体業者に対して、屋根等の屋外にある石綿含有成形板の除去の際には、外周養生をしてからと指導している。さらに、近隣住民も外周養生をして除去することで、安心と感じている。</p>	<p>新たに規制対象とする石綿含有成形板等については、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、困難な場合には、湿潤化の措置を義務付けることを考えています。また、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿含有成形板等に比べて高い飛散性が見られたことから、破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けることを考えています。</p> <p>養生については、周辺住民の安心の観点等からは重要と考えており、具体的な措置についてマニュアル等で示すことを想定しています。</p>
1.(3)作業基準全体	中村委員	<p>改造・補修作業の「それ以外の場合」に含まれるものについて例示していただきたい。除去以外を指すかと推察するが、その場合、ロ i .にある除去と矛盾するように感じる。</p>	<p>「それ以外の場合」には、例えば窓や照明器具等の設置等、建材の部分加工を想定しています。ご指摘のとおり除去以外の作業を指しているため、ロ i .の表現については、ご意見を踏まえて検討いたします。</p>
	笠井委員	<p>①の口及び②の二の「作業場内の石綿を処理すること」とは、清掃を意味するのか、養生面に飛散防止剤を散布することを意味するのか、具体的に示してほしい。(【改造・補修作業】のハも同様)</p>	<p>作業場内の清掃に加え、隔離シート等への粉じん飛散防止処理剤の散布等も想定しています。具体的な内容については、マニュアル等で示すことを想定しています。</p>
	笠井委員	<p>塗材の除去後の廃棄物は、通常石綿含有廃棄物と同様、廃プラスチック類(石綿含有廃棄物)として産業廃棄物処理をするとの理解でよいか。そうであれば、そのように記載してほしい。</p>	<p>現状では、石綿含有仕上塗材を除去した廃棄物は、塗材の施工時の工法に応じて、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として処理されます。今回の大気汚染防止法の制度改正を受けて、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった際の種類については、別途環境省廃棄物部局で検討が進められるものと承知しています。</p>
	笠井委員	<p>p.6 2つ目の囲み「届出対象の特定工事に該当する場合は」と記載があるが、ここでいう届出とは、「作業の実施の届出」を指しているのか。そうであれば、「石綿含有仕上塗材と石綿含有成型板その他」は、大防法上の届出対象外なので、届出は必要ないということか。「届出対象」と「掲示」が必要な場合を明確にしていきたい。</p>	<p>「届出対象特定工事」における「届出」は作業実施の届出を指しています。</p> <p>特定粉じん排出等作業については、届出対象の場合も対象外の場合も、作業内容の掲示を行う必要がありますが、掲示事項には違いが生じます。</p> <p>届出対象特定工事に該当する場合は、届出年月日及び届出先を記載する必要がある一方で、石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材については、届出対象の特定工事には該当しないため、届出年月日及び届出先を記載する必要はありません。</p>
	笠井委員	<p>ここでいう「掲示板」とは、P.14の「事前調査結果の掲示」と同じものと理解してよいか。</p>	<p>実態上1つの掲示板に掲示することもあり得ると思われませんが、法令上は、作業の掲示(現行法第18条の14)と事前調査結果の掲示(現行法第18条の17第4項)は別の条文で規定されています。</p>
	外山委員	<p>掲示事項に以下を追加すべき(日建連様式のように現状でも入れている掲示が多い)。 「事前調査を行った者の氏名、連絡場所及び資格」 「特定建築材料の部位及び名称」</p>	<p>作業方法等に係る掲示ではなく、事前調査結果の掲示について、現行の施行規則において「法第18条の17第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類」を掲示することとされており、引き続きこれらは事前調査結果の掲示事項として求めることを想定しています。</p>
2.(1)事前調査の対象範囲	谷口委員	<p>「両法令の対象範囲は整合性のとれたものとする必要がある。」との考え方には同意する。ただし、厚労省は「類型で整理する」、大防法は「解釈を示す」とある。類型が石綿障害予防規則に規定されるのかどうか不明であるが、共に法的な位置付け(あるいは、扱い)が同様になるよう整合を図る必要があるのではないか。</p>	<p>今後、厚生労働省と調整し、整合を図るようにしてまいります。</p>
	中村委員	<p>次回の課題とのことだが、道路工事等は除外と読めるようにしていただきたい。</p> <p>極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業にアンカー打ち及びコア抜きは含まれるのかを例示していただきたい。</p>	<p>工作物については、厚生労働省の検討を踏まえ、次回検討したいと考えております。</p> <p>極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業について、アンカー打ち及びコア抜きは、作業の方法によっては該当しないと解することも可能と考えますが、個別の工事の状況によると考えております。</p>

2.(2)事前調査の方法	大塚座長	p.9 3行目の「平成18年9月以降の改造・補修工事の場合には、書面審査のみでなく現地調査等も行う」という案に賛成する。新築の場合と異なり、どのような改造補修をしたかが多様であり、一概に書面審査で良いとは言い難いからである。	ご賛同いただいたご意見として承ります。
	谷口委員	例えば、H18.9.1以降に石綿含有成形板でできている壁に照明器具を設置した場合、その成形板に穴あけなどの加工をしたので改造に該当するが、成形板自体を新たな建材に交換しているとは限らないので、これが照明器具設置時の書面で確認できないなら現地調査等が必要であるという理解で良いか。	改造に該当する場合は、穴あけなどをした部分が書面のみで正確にわかるものとは考え難いため、現地調査により改造部分を確認することが必要と考えております。
	外山委員	「① 設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による現地調査を行うこと。」とあるが、「目視による」は誤解されやすいため不要である。また、石綿の有無は分析しなければわからないため、他も含めて、以下のとおり修正してはどうか。 「①設計図書等の書面がある場合は書面調査を実施し、その上で特定建築材料の可能性のある建材を現地にて特定すること。」	現地調査では、建築材料の製品名や型番などを目視で確認し、これにより石綿含有の有無を判定することとなり、これを法案においては「特定建築材料の有無の目視による調査」と表現しています。具体的な現地調査の方法についてはマニュアル等で示すことを想定していますが、資料中にも記載したいと思っております。
	谷口委員	建築材料が有るかないかを目視で確認するのではなく、どのような建築材料(例えば、商品名・製品名、型番など)であるのかを目視で確認することになるため、「建築材料の目視による現地調査でよいのではないか(囲み1行目の「の有無」は不要)。	
	外山委員	「②①の調査により解体等工事が特定工事に該当するかが明らかにならなかった場合は、解体等工事の対象となる建築物等の部分に使用されている建築材料を分析し、又は解体等工事が特定工事に該当するものとみなすこと。」とあるが、特定工事が否かというよりも特定建築材料が否かを調査するものと思います。以下の通り修正してはどうか。 「②①の調査により解体等工事の対象となる建築材料が特定建築材料に該当するかが明らかにならなかった場合は、当該建築材料を分析し石綿含有の有無を確定、又は特定建築材料に該当するものとみなすこと。」	ご指摘のとおり、特定建築材料が否かを判断することにより、特定工事に該当するかが否かの判断がされることとなりますが、法案では、現行法と同様に建築物等の解体等工事が特定工事に該当するかが否かを調査することとなっておりますので、法案の規定に沿って、現行の記載のままとして考えています。
2.(3)一定の知見を有する者の活用	谷口委員	技術的事項の一定の知見を有する者中「又は制度改正前」は、「同規程の施行前」ではないか。	ご指摘のとおり、改正後の制度の施行前に、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定しているため、「制度施行前」としております。
	谷口委員	「活用する解体等工事の範囲」の1番目の・であれば、書面による調査そのものが一定知見有する者により行われることから、矛盾するように思うが如何か。 誰が見ても明らかにH18.9.1以降に設置の工事に着手された建築物等の解体であると判断できる書類がある場合は、一定知見有する者の活用は不要であると言う言い方にする必要があるのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、表現を検討してまいります。
	外山委員	「日曜大工など、一般個人が行う建築物の改造・補修工事の場合」は不要と考える。2007年頃に吹付け石綿を除去費用を節約するために所有者が除去した送検事例があったように記憶している。	ここで除外する日曜大工については、一般個人が行う戸建て住宅等の壁の加工などの軽微な作業を想定しており、一般個人の負担に鑑み、一定の知見を有する者の活用までは不要とするのが適当と考えているものです。 仮に吹付け石綿が作業対象箇所にあった場合は、一般個人が行う作業であっても、作業届出等の義務対象であり、また、今般の制度改正によって、隔離等をしなかった者に対する直接罰を創設することとしています。そのため、これらの規定の対象となることについて、石綿含有建材や石綿による健康被害に係る知識とともに、建築物の所有者等に対して周知徹底してまいります。
	出野委員	一定の知見を有する者について ・建築物石綿含有建材調査者講習修了者(アスベスト診断士を含めて)の早期確保策を検討すべき。 ・石綿作業主任者の活用拡大を検討すべき。	石綿含有建材の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者を育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)が整備されているため、当該規程に基づく調査者の活用を基本とすべきと考えております。 同規程において、受講資格を労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習の修了者にも拡大したため、石綿作業主任者においては同規定に基づく講習を受講していただくことを考えております。 また、同規程に基づく講習の修了者の早期確保策等については、厚生労働省及び国土交通省とともに検討してまいります。

	寺園委員	<p>「一定の知見を有する者」について、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者」に加えて、「制度施行前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が案として示されている。その理由として、当該規程の整備以前より都道府県等に通知されていたことが挙げられている。しかしながら、平成30年に三省共管で当該規程を整備した上で今後講習修了者の拡大を図っていること、及び上記協会の登録者は150名程度（講習終了者も含む）に過ぎず増える見込みもない。よって、講習受講を促進して修了者を早期に拡大させるためにも、上記協会の登録者を残すとしても一定の期間に留めるのが望ましいのではないかと。また、特定建築物石綿含有建材調査者を飛散性の高い特定工事の事前調査に集中させ、（一般）建築物石綿含有建材調査者を多数輩出して飛散性の低い戸建て住宅の事前調査に効率的に集中させるためにも、講習規程と対象工事の整理は早急に行うべきではないかと。</p>	<p>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会は、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であるため、制度施行前に当該協会に登録された者については、現時点では、活用の期間を限定せず、一定の知見を有する者としてとことと考えております。</p> <p>また、戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていませんが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するなど検討してまいります。</p>
2.(4)元請業者から発注者への説明事項	谷口委員	<p>技術的事項2番目の・について、元請業者の責任者や連絡先などを規定する必要はないかと。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。</p>
2.(5)事前調査に関する記録	外山委員	<p>負担が大きいかもしいないが、石綿障害予防規則では40年なので、40年としても差し支えないと考える。石綿則で40年、大防法で3年保存というのはいかになものか。 作業の記録、元請業者から発注者への作業結果の記録も同様。</p>	<p>石綿障害予防規則第35条において、各労働者が作業に従事した記録は40年保存することが規定されています。大気汚染防止法においては、他の規制物質に係る記録保存期間との整合性も踏まえ、3年としたと考えております。</p>
	城山委員	<p>建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分とあるが、文書だと複数個所にまたがると表すので図面添付が必要ではないかと。</p>	<p>図面を記録していただくことを考えており、具体的な記録の作成方法については、マニュアル等で示すことを想定しています。</p>
2.(6)事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き	谷口委員	<p>工事現場に調査結果の写しを置くことができる場所、建屋などがあれば良いが、ない場合は写しの管理ができないことから、工事に携わる者が日々持ち参り、求めに応じて閲覧に提供する方法も認めてはどうか。PC、タブレットなどの活用も可能と記載してはどうか。</p>	<p>工事現場に調査結果の写しを置くことができない場合は、ご意見のとおり、書類を日々持ち参り、例えば車両に備え置く等が考えられるかと思えます。</p> <p>また、電子記録も可能とすることを考えており、具体的な備置きの方法は、マニュアル等で示すことを想定しています。</p>
2.(7)事前調査結果の掲示	大塚座長	<p>最低限の大きさを決めることに賛成する。このような規定がないと、掲示についての実効性がないと考えられるためである。</p>	<p>ご賛同いただいたご意見として承ります。</p>
	中村委員	<p>A3程度以上の大きさとしたほうが、わかりやすく、設置する事業者もわかりやすい。その記載が難しい場合は、「縦二十九センチメートル以上かつ横四十二センチメートル以上の…」のほうが望ましい。</p>	<p>掲示板を設置する事業者にわかりやすくする観点から、他法令の掲示の規定（建設業許可の標識の掲示等）も参考にし、検討してまいります。</p>
	外山委員	<p>掲示はトラックの中や内部の見えない場所に設置していることがある。以下のとおり修正してはどうか。 「掲示は、縦及び横それぞれ二十九センチメートル以上とし、公道に面した固定した掲示板を設けることにより行うものとする。」</p>	<p>掲示場所については、現行法と同様に、法案第18条の15第5項において公衆に見やすいように掲示しなければならぬこととされており、今般の義務付けの周知と併せ、工事業者や建築物の所有者等に対して徹底してまいります。また、具体的にどのような場所を指しているかについてはマニュアル等で示すことを想定しています。</p>
	城山委員	<p>マンションにおいては掲示が規制されることがあり、掲示する場所は戸内になりがちな物件がある。</p>	
	谷口委員	<p>掲示の項目に、建材の量、面積などを追加できないか。</p>	<p>事前調査結果の掲示については、石綿がない場合でも義務であるため、事業者の負担や、公衆に見やすくする観点から掲示事項を精査し、事前調査に関する記録事項との整理についても検討してまいります。</p>
	中村委員	<p>自治体が立入検査を行う際に非常に重要な情報となるため、特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所（連絡が取れる電話番号）を報告いただきたい。 自治体が立入検査をするべき判断の基準となるような情報（特定建築材料の使用箇所、使用面積等）も併せて報告いただきたい。</p>	<p>事前調査結果の報告については、答申において、施工者の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当であるとされています。</p> <p>そのため、報告項目については、法令上義務付けのべき項目と電子システム上入力することができる任意項目を精査し、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。</p>

2.(8)事前調査結果の報告

外山委員	「解体等工事の場所」とあるが、建設リサイクル法の届け出では、登記簿の住所や旧地番で記載されて、現地を特定できないことがある。そのため「解体等工事が実施される建築物の現在の住所及び建築物の名称」とするのが良い。 事前調査に関する記録も同様。	現在の住所で記載いただくことを考えており、現地を特定できないことのないよう、マニュアル等で具体的に示すことを検討してまいります。
外山委員	立入検査の対象を検討するための情報として、建築物の構造と種別が必要である。そのため報告事項に「解体等工事が実施される建築物の構造及び種別」を追加すべき。 事前調査に関する記録も同様。	木造、RC造等の建築物の構造等については、「解体等工事の対象となる建築物等の概要」に該当します。
谷口委員	報告の対象は、厚労省の検討の結果に合わせるという考え方で良いか。	基本的にはご認識のとおりです。大気汚染防止法のみで規制対象とされている自主施工者については、厚生労働省が検討している対象と揃えることを想定しています。
谷口委員	基本的な考え方の「疑いある情報」とは、具体的にどのような情報か。その情報は、技術的事項のどこに反映されているのか。	例えば、石綿の使用の禁止前に、防火地域へ建設された建築物等で石綿含有建材が一切ない場合等に石綿の使用を疑いようところ、「解体等工事の場所」「解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日」「解体等工事の対象となる建築物等の概要及び当該建築物等に使用されている建築材料の種類」に反映しています。
谷口委員	報告される情報から、立入検査の優先度をどのように考えれば良いのか。	石綿ありの場合や、石綿なしとされていても上記の例のような場合には優先度が高いと考えておりますが、詳細については、都道府県等向けのマニュアル等で示すことを想定しており、検討してまいります。
谷口委員	100万円は事前調査の経費込みとの解釈でよいか。	事前調査の経費は含まないものと解釈したいと考えております。
城山委員	建築物を改造し……以下の合計が100万円以上であるものとするが計画内容で該当しないと判断できたものは、平成18年9月1日以降設置物件と同様の対応ができないか。(例えばクロスの変更のみ、設備機器の交換のみ) また、100万円未満でもほとんどが対象工事の場合、報告をしては行けないのか。	事前調査の対象範囲については、P6～7で示しているとおりであり、作業内容が「建築物等の解体等工事」に該当しない場合には、調査や報告は不要となりますが、該当する場合には、石綿飛散防止を徹底するため、請負金額にかかわらず、新たに法定化する方法に基づく調査や報告は必要です。答申において、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある旨示されていることから、請負代金100万円以上の改造・補修の場合、石綿が無しの場合でも報告を義務付ける必要があると考えております。 また、請負金額が100万円未満であれば、報告義務の対象とはなりません。
寺園委員	報告事項として「解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日」がある。これについて、建築物の改造(増築、改修)によって石綿含有建材の使用箇所が異なる場合が十分にあること、及び平成18年9月以降の着工であることをもって実際にはもっと古い部分があったにもかかわらず事前調査で見落とす可能性があり得ることを考えれば、それを避けるための記述があった方がよいのではないかと。	ご指摘のような見落としを防ぐ観点からも、建築物の改造・補修が行われたとしても、建築物の設置(新築)の工事が着手された日を報告事項とすることを考えております。
笠井委員	事前調査結果の報告については、当初の「簡易届出」にするという目的の通り、できるだけ簡易なものにしていただきたい。出す側も受ける側も相当な負担となるので、必要最低限の項目にしていただき、厚生労働省ともしっかりと調整をし、出来る限り共通なものにしていただきたい。様式が完成する前に、意見交換の場を設けてほしい。	報告項目については、厚生労働省と共通のものとするを想定しており、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、必要最低限の項目とするよう厚生労働省と調整してまいります。 様式については、次回の技術事項検討会でお示しすることを考えています。
大塚座長	p.19 7行目の「吹付け石綿、石綿含有断熱材等について、除去作業の場合の確認を、事前調査において活用する一定の知見を有する者」とすることに賛成する。取り残しがないように確認の調査が必要であり、この程度の者による確認は必要と思われる。	
出野委員	作業終了確認者の要件について、レベル1, 2, 3共に、石綿作業主任者の活用を検討すべき。	事前調査において既に建築物石綿含有建材調査者が石綿の有無は網羅的に確認していること、石綿

3.(1)作業終了時の確認	笠井委員	<p>作業終了時に目視により確認する者に、「一定の知見を有する者」となっているが、これが「建築物石綿含有建材調査者」のみを意図しているのであれば、取り残しの発生しやすい場所やその有無を判断できるのは、むしろ実際に除去等作業をする専門工事事業の、例えば、石綿作業主任者の方が長けていると考えられるので、少なくとも、石綿作業主任者も「一定の知見を有する者」として入れるべきである。</p> <p>また、石綿除去等を行う専門工事事業は元請会社から石綿除去等の工事を請け負っているため、当然、請け負った仕事を完成させようとして、引き渡す責任があり、彼らが完全に石綿を除去したことを証明し、報告する義務がある。無暗に第三者を入れた完了検査にするとかえって、杜撰な工事になってしまうこと、工事完了のたびに調査者を呼んでこなければならぬ等の問題が懸念される。</p> <p>さらに、「建築物石綿含有建材調査者」にも完了検査もさせるのであれば、現在の講習会のテキストに取り残しやすい箇所や取り残しの有無の判断方法を加えることが必須である。</p>	<p>作業主任者は石綿則第20条において石綿を扱う作業を指揮する旨規定されており、除去作業の指揮(除去作業が計画どおり行われているかの確認も含む)を行う立場にあることから、石綿作業主任者についても確認に必要な知見を有しているとのご意見を踏まえ、建築物に係るいずれの作業についても建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたいと考えております。建築物石綿含有建材調査者については、事前調査結果を参照しつつ取り残しがないか確認することが可能と考えており、各作業現場の状況等に応じていずれかを選択できることとするものです。また、確認漏れを防止する観点から、当該除去範囲の事前調査を行った建築物石綿含有建材調査者を活用することが望ましい旨等をマニュアル等に記載することを検討してまいります。</p> <p>工作物に係る作業については、答申において、工作物の事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かを引き続き検討することとされたことを踏まえ、今般の確認義務付けにおいては、石綿作業主任者を活用することとしたいと考えております。</p>
	外山委員	<p>一定の知見者の要件について、答申では、「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。」とし、石綿作業主任者が適当であるとはしておらず、答申を無視している。大規模な建築物で、特定建築材料の使用が多数箇所ある場合には、確認漏れを防止する意味で調査を行った者が検査することが適当である。</p> <p>一定の知見を有する者は、「事前調査において活用する一定の知見を有する者」のみとすることを提案する。</p>	
	寺園委員	<p>「事前調査の一定の知見者の活用」で述べたのと同様の理由によって、講習規程と対象工事の整理は早急に行うべきと考える。</p> <p>ここで、「新たに規制対象に追加する石綿含有建材」については、「石綿作業主任者の活用が適当」とされている。この理由について、現状の石綿作業主任者の知識や石綿作業主任者数なども明確にして、より具体的に説明されるのが望ましいのではないかと。</p>	<p>一戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていません。</p> <p>石綿作業主任者については、石綿へのばく露を防止するための作業方法や措置に係る講習を受け、知見を有しているものと認識しており、平成29年度末時点で約16万人であるため、工事の進行に影響することなく完了確認に活用することが可能と考えています。ご指摘を踏まえて資料への記載について検討いたします。</p>
	谷口委員	<p>石綿作業主任者と講習修了者、協会登録者の違いも記載した方が分かりやすくなる。</p>	<p>以下のとおり理解しており、資料中への記載については検討いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿作業主任者：石綿へのばく露を防止するための作業方法や措置に係る講習を受けた者。講習修了には、試験で一定の成績を収める必要がある。</li> <li>・講習修了者：建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づき登録された機関による講習を受講した者。講習修了には、試験で一定の成績を収める必要がある。</li> <li>・一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者：アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者のうち、確認テストで所定の成績を収めた者。</li> </ul>
	谷口委員	<p>清掃完了の確認について、政省令での規定が必要と考える。</p>	<p>現行の施行規則においては、「特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、(中略)作業場内の特定粉じんを処理すること」と規定されており、清掃についてはこの該当するものとしてマニュアルで示されています。これを踏まえ、清掃完了の確認についても、マニュアルにおいて追加することを検討いたします。</p>
3.(2)隔離を解く際の確認	笠井委員	<p>隔離を解く前の確認について、その確認方法には、やむを得ず、濃度測定ができない場合は、1.5時間以上集じん・排気装置を稼働させようとして、隔離を解除することができることを含むか含まないかを明確にして欲しい。</p>	<p>大気中への飛散のおそれがないと判断されるのであれば、集じん・排気装置を一定時間稼働させる方法も考えられますが、一概に全ての工事・全ての石綿の種類において可能であるとは考えておりません。具体的な確認方法については、マニュアル等で示すことを想定しています。</p>
3.(3)特定粉じん排出等作業に関する記録	笠井委員	<p>〈基本的な考え方〉の中に、4行目のまた以下「下請負人については、元請業者が記録をまとめて保存することとするため、作業の期間中保存することとする。」とある一方で、「作業基準において、下請負人も含め、工事の施工の分担に応じて作業委に関する記録を作成し、作業終了までの間保管する」とあり、誰がどのような作業記録を作成し、どの期間保管する必要があるかをもう少しわかりやすく記述してほしい。</p>	<p>下請負人を含め、作業を実際に行った者が記録を作成して作業終了まで保存するとともに、作業終了後には、元請業者が当該記録を取りまとめて3年間保存することを想定しています。ご意見を踏まえ、資料中の表現について検討いたします。</p>
	谷口委員	<p>基本的な考え方の「おそれが大きい場合等にも」は、「おそれが大きい場合等には」に修正してはどうか。</p>	<p>従来の作業開始前の確認に追加する意図での表現であり、ご意見を踏まえて検討いたします。</p>

4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	笠井委員	石綿漏えい監視について、集じん・排気装置のフィルターの交換時」とあるが、「どのフィルターを交換する場合においても」と、明示したほうがよい。 また、負圧の確認については、「当該除去を中断した時」とあるが、昼食等の休憩時間で作業員全員が休憩することも含む等の事例があったほうが分かりやすいのでは。	趣旨はご認識のとおりです。中断の具体的な場合としては、定期的な休憩、昼食等の休憩、作業中断時、1日の作業の終了時等を考えており、施行通知、マニュアル等で示すことを想定しています。
	外山委員	「集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合」とあるが、集じん・排気装置の移動はケースの歪みを生じ、漏洩の原因となるため、極力避けるべきである(吸気口の位置を移動させるときは装置に取り付けたダクトを移動させるのが原則)。 よって「当該集じん・排気装置に使用されているフィルタを交換した場合、その他の場合に行うこと。なお、集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合、集じん・排気装置に何らかの衝撃が加わった場合にも確認を要するが、基本的に集じん・排気装置は移動しないこと。」と修正すべき。	ご指摘のように、移動によって歪みが生じ得ることは承知しておりますが、集じん・排気装置はキャスターで移動できるものであり、「基本的に移動しないこと」とまで規定することは適当ではないと考えています。マニュアルにおいて、「移動しないことが望ましい」とマニュアルに記載することを検討いたします。 なお、移動後は、設置時と同様の確認を行うため、歪みが生じた場合には、当該確認により覚知されるものと考えております。
	外山委員	答申にある「作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動」により負圧が保たれずに漏洩することを防止するためには、負圧の状況の確認を「特定建築材料の除去を行う日において当該除去を中断した時に行うこと」では不十分で、常時監視が必要。吹付け材等の除去の現場では常時監視で記録できる差圧計が普及しており、その使用を義務付ける必要がある。よってこの部分は「負圧の状況の確認:機器を使用して常時監視を行い、記録をとり、異常が発生した際には作業を中断して原因を確認し、対応すること。」とすべき。	常時監視も考えられますが、負圧が保たれていない蓋然性が高い場合に確認することで、負圧の維持は可能と考えております。
5.(1)直接罰の創設	出野委員	直接罰について、対象拡大(例えば事前調査なしの着手、届出不履行、隔離以外の作業基準違反等)を検討すべき。	隔離等の作業基準違反については、遵守されなければ多量の石綿を作業場の外に排出等させる蓋然性が高いため、直接罰を設けることとしているものです。 事前調査を実施せず解体等工事又は特定粉じん排出等作業を行った場合、事前調査結果を報告することができず、又は報告内容が調査に基づくものではないため、報告義務違反(法案第18条の15第6項違反)となり、罰則の対象となる可能性があります。届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合、届出義務違反(法案第18条の17第1項違反)となり、罰則の対象となります。また、事前調査を行っていない場合は、石綿含有建材を見落としたまま解体等の作業を行う蓋然性が高く、その場合、今回創設した直接罰の対象となり得るほか、作業基準適合命令等及び命令違反による罰則の対象にもなり得ます。
	外山委員	「日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたもの」とあるが、これでは能力が十分とは限らず、漏洩することがありえる。以下の通りの修正を提案する。 「日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを使用した集じん・排気装置で除去作業場を1時間に4回以上換気する能力があること。」	集じん・排気能力が明らかに十分でないものについては、法の趣旨から、法案第18条の19における「集じん・排気装置を使用する」との規定を遵守しているとは評価されないと考えます。ご意見の1時間に4回以上換気する能力が必要であることについては、現行でもマニュアルにおいて考え方を示しているところ です。 また、当該能力については作業届出において行政による確認を受けており、当該届出の内容に合致していない場合は虚偽の届出と評価され罰則の対象となり得ると考えます。 これらのことから、現行の作業基準のとおり、HEPAフィルタに係る規定を置くこととしたいと考えます。
	外山委員	「特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。」とあるが、法第18条の19第1号口と同様に集じん排気装置の設置や隔離養生についても必要のため、以下に変更すべき。 「法第18条の19第1号口と同等以上の効果を有する措置を講じて特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。」	囲い込み・封じ込めについては、集じん・排気装置の設置や隔離養生を含め具体的な方法について現行の作業基準では定められておらず、基本的には作業基準と同程度の規定とすることを想定していますが、ご意見を踏まえて検討してまいります。
	中村委員	災害時はすべて「ただし、」以下が該当するわけではないことを例示等で示していただきたい。	法において「建築物等が倒壊するおそれがあるときその他～方法により行うことが技術上著しく困難な場合」と規定しており、被災した建築物等が全てこれに該当するものではなく、人が立ち入ることが危険な場合等を想定しています。このような解釈については施行通知やマニュアル等で示すことを想定しています。
	大塚座長	p.25 2行目の「X」は、「罰」に修正が必要。	ご指摘の通り修正いたします。

5.(2)特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明	出野委員	説明方法について、建設リサイクル法との統一性(建設リサイクル法では告知)を検討する必要がある。実務上同時に行われる可能性が高い。	建設リサイクル法の告知と同様に逐一書面を交付すること等を要しないこととすることを想定しており、説明方法についてはマニュアル等で示すことを想定しています。
	出野委員	法案に記載されている「特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときの説明」については、石綿含有建材除去工事の建設業法(建設リサイクル法を含め)における位置づけ(建設業許可、建設工事の種類等)や建設業法における一括下請け禁止規定との整合性を検討すべき。	ご指摘のとおり、国土交通省と調整し、整合を図るようにまいります。
6.報告徴収及び立入検査	谷口委員	立入検査は、各都道府県等が所管しない地域にある事務所、営業所などにも当該都道府県等の職員が行えるとの解釈で良いか。	法案第26条において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入ることができる旨が規定されており、各都道府県等が所管しない地域についても当該都道府県の職員が立入検査を行うことが可能です。
	笠井委員	解体等工事の発注者関係への報告徴収については、発注者はもとより、元請会社等への事前の連絡がなく、抜き打ちで行う場合があるのであれば、改めて、発注者への周知をお願いしたい。	ご指摘のとおり抜き打ちで行う場合もあるため、発注者等への周知に努めてまいります。
その他	城山委員	各書類は電子含めフォーマット化し、できるだけ選択記入できる対応をしてほしい。	マニュアル等によりフォーマットを示すことを想定しています。

### 3. 資料3に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
	笠井委員	当技術的事項については、政省令、告示をはじめ、マニュアルの改訂にも関連する重要な事項であると理解しているため、時間をかけて検討していただきたい。意見聴取の短期間の期日を設けず、許される時間内で意見交換させていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、意見交換もさせていただきつつ、引き続きしっかりと検討してまいります。

## 委員二次意見

### 1. 資料2に関する意見

#### (1) 委員一次意見等に関する意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材	外山委員	寺園委員の用語のわかりやすい説明が必要という意見に同意する。一般に法規の条文はわかりにくい、特に大気汚染防止法はわかりにくい。条文の定義と新旧比較を整理したものを作成するとわかりやすくなると思う。	ご意見を踏まえ、法令で規定している用語の指すところについては、なるべく資料中で説明するようにいたします。なお、参考資料2に新旧対照条文を付けておりますのでご参照いただければと思いますが、新旧の比較についてもわかりやすくなるよう検討いたします。
	笠井委員	いわゆるレベル3建材のことを「石綿含有成形板等」から「石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材」としたのは、「その他の石綿を含有する建材」の例示については、「目で見えるアスベスト建材」との整合性についても是非検討いただきたい。 当冊子は、現在でもよく使用されていますが、まとめられてからかなり年数が経っており、改定がされていません。現行の法規や規制等を踏まえ（塗材など）、3省共同で、改定等の作業を行ってはどうか。	「目で見えるアスベスト建材」については、建築物において使用されている建材を対象として掲載しており、そもそもの前提が異なるところですが、ご意見については厚生労働省、国土交通省と共有してまいります。
1.(2)作業計画	外山委員	谷口委員の「立入検査にて作業計画を迅速に確認できるように、様式や書式を統一しておくことが望まれる。」という意見に同意する。例示ではなく、施行規則に一定の書式を位置づけるべきである。	法令において作業計画に記載すべき内容を規定することを考えていますが、自治体によっては条例等により記載事項を追加する可能性もあるため、様式や書式についてはマニュアル等で例示することが適当と考えており、具体的には今後検討してまいります。
1.(3)作業基準 石綿含有仕上塗材	外山委員	出野委員の「剥離剤、局所集じん装置について、性能・基準等の規定の必要性を検討する必要がある。」という意見に同意する。負圧にせずにグラインダーの回転の風圧だけで集じんする装置もあり、使われていることがあるため、施行規則で性能を明示すべきである。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
	外山委員	一次意見で挙げた「iii.作業場を隔離し、内部を負圧に保ちながら削り取る方法」はぜひ追加して頂きたい。東京都が発注した築地市場の解体工事では、仕上塗材については、ほとんど全てが隔離空間内で行われており、担当者のヒアリングをお願いしたい。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
	外山委員	定義は例えば「石綿含有仕上塗材等」としてその範囲を仕上材、下地調整材、補修材と明示する必要があると思う。実際に下地調整材までしか採取できずに「含有なし」としてしまうと、塗替えでサンダー作業によって石綿が飛散する。	政令では、特定建築材料として、「石綿含有仕上塗材」を規定することを想定しています。下地調整材等を一体として解し、同様に扱うことを通知で示すなど検討してまいります。
	外山委員	中村委員の「現状の記載のみだと、養生する必要があるが見えてこないため、環水大発第1705301号の別紙にある「施工区画を明確に定め、…」が読める記載にしていただきたい。」という意見に同意する。	ご意見も踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
	寺園委員	大防法改正によって解体等工事の作業計画が大きく見直されるが、この改正の影響を受ける廃棄物処理も極力同じタイミングで検討と周知が行われるべきである。塗材の廃棄物が廃石綿等か石綿含有廃棄物かの違いは大きい。また、石綿含有廃棄物の場合でも「がれき類」「コンクリートくず・陶磁器くず」などの例示にしてほしい（廃プラスチック類は袋が念頭にあると思われるため）。	今回の大気汚染防止法の制度改正を受けて、石綿含有仕上塗材が廃棄物となった際の種類については、別途環境省廃棄物部局で検討の上で、大気汚染防止法改正後の制度の施行の際には明確にすべきものと承知しておりますので、いただいたご意見については省内で共有させていただきます。
	笠井委員	ビス止めをドライバー等で解除する行為が研磨に該当するというコメントがあるが、「釘などの取り付け、引き抜きは作業に当たらず」という厚労省の整理と異なると思われる。 大気汚染防止を目的とした環境省の考え方としては、大気への影響が10f/しを超えるような状態にはなりえない工事状況について言及するのではなく、工事敷地境界よりも外側の一般大気への影響を考慮した議論とすべきではないか。 また、HEPAフィルター付き真空掃除機で粉じんを吸引しながら除去することに異論はないが、ただ、この方法が採用できない狭隘な場所（ex.天井裏など）もあり得るので、限定した書き方にはしないほしい。	ご意見を踏まえ、特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法と事前調査を要しないと考えられる建築物の解体・改修作業の考え方の具体的な内容についてはさらに厚生労働省と調整しながら検討してまいります。 また、後段のご意見については石綿含有仕上塗材の作業基準に関するものと推察しますが、ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。

2.(3)一定の知見を有する者の活用	外山委員	個人が行う日曜大工での自宅の改修であっても、石綿含有建材を除去、切断等するのであれば石綿が飛散することにより、法規制もかかる。事業者と比較して、自覚なくそうした作業を行っていることが問題で、あえて除外する理由はないと考える。岡山県倉敷市の水害後にはボランティアが被災家屋の所有者から依頼を受けて石綿が疑われる建材を撤去する光景が見られた。一定の知見を有する者による調査は重要である。	<p>除外を想定している、一般個人が行う戸建て住宅等の壁の加工などの軽微な作業については、一般個人の負担に鑑み、一定の知見を有する者の活用までは不要とするのが適当と考えているものですが、このような作業であっても、新たに定める方法による事前調査の義務付けの対象であり、調査は適切に行われる必要があります。石綿含有建材の有無を判断するのが難しい場合は、石綿含有建材とみなすこと、また、みなさないのであれば一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨を周知します。</p> <p>また、一般個人が行う作業であっても、作業基準遵守義務や命令・罰則の対象となるため、適切な調査及び作業の実施について、一般個人の健康被害防止のためにも、石綿含有建材や石綿による健康被害に係る知識とともに、建築物の所有者等に対して周知徹底してまいります。</p>
	外山委員	寺園委員の日本アスベスト調査診断協会に登録された者は一定の期間にとどめるべきという意見に同意する。答申案へのパブリックコメントでは、「アスベスト診断士は民間の資格であり、石綿の普及、利用促進を行ってきた業界団体が運用している制度である。事前調査を行う者の要件にはアスベスト診断士を含めるべきではないと考える。」の意見が305件あった点も考慮すべきである。	<p>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会は、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であることを踏まえ、これまで通知により活用を推奨してきており、協会登録者により問題なく調査が行われてきたものと認識しています。そのため、制度施行前に当該協会に登録された者については、現時点では、活用の期間を限定せず、一定の知見を有する者とすると考えております。</p> <p>ただし、平成30年に建築物石綿含有建材調査者講習登録規程が整備されたことを踏まえ、今般の義務付けの施行後は、当該登録規定に基づき登録された講習を修了した者に一定の知見を有する者を一本化することが適当と考えております。</p>
	笠井委員	「一定の知見を有する者」に、「制度改正前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が示されているが、制度改正前としているのはなぜか。	<p>平成30年に、厚生労働省、国土交通省及び環境省の共同告示として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程が整備されたことを踏まえ、今般の義務付けの施行後は、当該登録規定に基づき登録された講習を修了した者のみを一定の知見を有する者として適当と考えております。</p> <p>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、平成30年の当該規程整備以前より、一定の知見を有する者として調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知されてきたため、今般の義務付けの施行の前に当該協会に登録された者は、引き続き活用を認めることを考えているものです。</p>
2.(5)事前調査に関する記録	外山委員	労働安全衛生法では、大防法で規制している粉じん、揮発性有機化合物（ベンゼンは除く）、水銀の作業環境測定および健康診断の記録の保存は3年から7年だが、石綿は40年としている。それは潜伏期間が非常に長いという科学的な根拠による。「整合性」よりも科学的根拠を優先し、保存期間は40年とすべきと考える。	<p>労働安全衛生法(石綿障害予防規則)では、労働者の健康管理の観点等から、作業の概要・期間等の記録については長期の保存期間が設定されているものと認識しています。</p> <p>大気汚染防止法においては、大気中への石綿の飛散を防止するため、事前調査が適切に行われたか都道府県等が確認できるよう、記録の保存を義務付けるものであり、他の規制物質の濃度測定記録の保存期間を踏まえ、保存期間は3年が適当と考えております。</p> <p>なお、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)においても、事前調査及び作業の詳細な記録について3年間保存を義務付けることとされており、記録の内容等についても整合性を考慮しつつ検討いたします。</p>
	笠井委員	厚生労働省、環境省で連携を図っていくことを示されているので、保管する記録や保管年数についても、大防法と安衛法(石綿則)における記録の内容について、統一化を図ってほしい。	

3.(1)作業終了時の確認	外山委員	<p>答申3では「作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。」とある。したがってマニュアルへの記載のみでは不十分で、規則に明記することを強く求める。</p> <p>答申3(1)では「除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。ただし、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の数が特定粉じん排出等作業の約5倍から20倍になると推計される一方で一定の知見を有する者の人数がまだまだ少ないことから、これらの者の育成に努めるとともに、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。」とあり、少なくともレベル1, 2の除去の確認については、作業主任者ではなく、建築物石綿含有建材調査者等が行うことを規則に示すことが必須である。</p> <p>確かに石綿作業主任者技能講習も建築物石綿含有建材調査者講習でも終了確認についての講習が不十分なので、その点は今後対応を検討すべきと考える。ちなみに(一社)建築物石綿含有建材調査者協会では昨年度からレベル1, 2の完了検査講習を1時間半の講義として開始している。</p>	<p>資料2の18ページ&lt;技術的事項&gt;のとおり、省令に定める作業基準において、一定の知見を有する者を活用して取り残しがないこと等の作業の完了を確認する旨を定めることを考えており、また、一定の知見を有する者としては、いただいたご意見を踏まえ、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく講習を修了した者又は石綿作業主任者とするのを考えています。清掃については、現行の作業基準の「特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、(中略)作業場内の特定粉じんを処理すること」に該当し、既に施行規則上に規定があることから、清掃完了の確認の実施をマニュアルにおいて追加することにより、徹底を図りたいと考えています。</p> <p>また、レベル1, 2の除去の確認については、石綿作業主任者についても確認に必要な知見を有しているのご意見を踏まえ、各作業現場の状況等に応じて建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたいと考えておりますが、除去の確認については、当該除去範囲の事前調査を行った建築物石綿含有建材調査者を活用することが望ましい旨等をマニュアル等に記載することを検討してまいります。</p>
	外山委員	<p>谷口委員の「清掃完了の確認について、政省令での規定が必要」という意見に同意する。答申では「作業場内の石綿の飛散がなくなったことや特定建築材料の取り残しがないこと等の除去作業完了後の確認事項のチェックを正確に行うことについて、作業基準に規定することや立入検査時の指導項目として報告を求める対象とすることも視野に、施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討すること。」とあり、作業基準に明記する必要がある。マニュアルではなく政省令での規定が必要である。</p>	
	寺園委員	<p>清掃完了の確認をマニュアルに記載というのは、答申で「作業後の確認や清掃等の措置についてはマニュアルで示されているが、都道府県等による作業終了時の立入検査等では、特定建築材料の取り残しや清掃が不十分といった事例が確認されており、マニュアルに基づく指導では強制力に一定の限界がある。」とされていたことと矛盾するのではないかと。現行の施行規則で十分ではなかったことがマニュアルで克服できるか。</p>	
	寺園委員	<p>「建築物に係るいずれの作業についても建築物石綿含有調査者又は石綿作業主任者を活用することとしたい」という方針には大きな疑問がある。答申では「石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。…飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。」とされている。一定の知見を有する者として三省共管で建築物石綿含有建材調査者を育成していることと、対象の拡大に対応する目的から言えば、レベル1,2では建築物石綿含有建材調査者が対応し、レベル3など追加対象に対しては石綿作業主任者が対応するのが妥当ではないか。</p>	

4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	外山委員	集じん排気装置のフィルターには作業の進行に伴い粉じんが付着し圧力損失が大きくなることによって、能力が漸減し、負圧が確保されなくなる。「負圧が保たれていない蓋然性」は常に存在する。したがって常時監視が必要である。	<p>現行でも作業基準で作業開始前等に集じん・排気装置の正常な稼働や作業場及び前室の負圧を確認し、記録すること等が義務付けられており、今回の改正により、確認の頻度を増やすこととしています。一般に、出入りの際が最も負圧が保たれていない蓋然性が高い状況と考えられ、その段階で問題がないことを確認することで負圧が維持されていることを十分確認できると考えております。</p> <p>また、マニュアルでフィルターの点検や交換、稼働中の管理などが示されています。作業の進行に伴い圧力損失が大きくなることは考えられますが、適切な頻度でフィルター交換を行うことで負圧が確保されなくなることを避けられると考えられます。</p> <p>そのため、常時監視まで義務付けることは考えておりません。</p>
	笠井委員	「基本的に集じん・排気装置は移動しないこと。」というご意見があるが、除去等作業では、さまざまなケースが考えられるので、一律に、移動しないことまで規定するのは適当でなく、移動後、再度機能検査を行う方が良いと考えられる。また、移動でゆがむということが頻繁に起こるとするならば、移動式の装置の設計上の基本的な問題であって、むしろ、集じん・排気装置の構造や規格を検討しなければならないと思う。推奨される集じん・排気装置があればマニュアル等で示していただけるとありがたい。	<p>集じん・排気装置は移動によって歪みが生じ得るため、一度設置した後は、「移動しないことが望ましい」とマニュアルに記載することを考えています。御意見のとおり、作業現場の状況に応じて移動が必要な場合もあると認識しており、その場合、漏えいの有無の確認をすることを今回義務付けるため、これにより飛散防止は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、集じん・排気装置については、作業基準において日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けたものを使用することを義務付けています。</p>
	笠井委員	すべからずすべての工事で、常時監視できる状況にあるとは言えないので、不適切な行動を明確にして、それをさせないような指示をすることを先行させることが重要で、その不適切な行動の具体例をマニュアル等で示すことを優先してはどうか。	御意見を踏まえ、これまでに収集した不適切な作業については、マニュアル等で共有したいと考えております。
6.報告徴収及び立入検査	大塚委員	各都道府県等が所管しない地域についても当該都道府県の職員が立入検査を行うことが可能とあるが、その根拠はなにか。	<p>大気汚染防止法第26条第1項の「法律の施行に必要な限度」で立入検査を行うことができると規定しています。</p> <p>廃棄物処理法第19条第1項も同様の規定となっており、各都道府県等が所管しない地域の事業所等にも当該都道府県等の職員が立入検査を行うことができるものと解釈されております。</p>

(2) 追加意見

意見箇所	委員	意見内容	事務局の見解
1.(1)規制対象に追加する石綿含有建材	笠井委員	「届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。」と記載されているが、特化した飛散防止措置の作業基準を遵守するかどうかは、事前調査結果の届出でもって行政側は確認することになるのか。	作業前に、施工者が作業の方法や石綿飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとなっており、都道府県は事前調査結果の報告等によって工事現場を把握し、立入検査等によって予定・実施されている作業が作業基準に適合しているか否かを確認することになります。
1.(2)作業計画	笠井委員	「下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(下請人が特定粉じん排出等作業を実施する場合)」を工事計画に記載することとなっているが、ゼネコン、解体業者、専門業者、作業実施業者と重層化していることがある。この場合下請人はどこまで書くことを想定しているのか。(P.12 2(4)も同様)	特定粉じん排出等作業を実施する下請人は全て記載していただくことを想定しています。
1.(3)作業基準石綿含有仕上塗材	笠井委員	石綿則の改正骨子の中に、「仕上げ塗材に係る工事における措置については、基本的にはレベル3相当となり、電動工具で除去作業をする際、隔離(負圧までは求めない)を求めることとなりますので、セキュリティゾーンの設置は義務づけません。」との見解が示されているため、建築用仕上塗材については、厚生労働省の石綿則と齟齬がないよう統一いただきたい。	厚生労働省における検討内容も踏まえつつ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。
	笠井委員	②イのiiの「局所集じん装置を併用し」の部分は集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法であれば隔離養生は不要であり、逆に集塵装置が無いのサンダーの場合、隔離養生をしてもダメということになるか等具体的に例示してほしい。	ご意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置については更に検討してまいります。また、具体的な作業方法についてはマニュアル等の策定の中で検討してまいります。

1.(3)作業基準 石綿含有成形板等	外山委員	現場で気中石綿濃度を測定している経験から、石綿種による飛散性の違いがあり、アモサイト>クロシドライト>クリソタイトである。ケイ酸カルシウム板第1種よりもアモサイト、クロシドライトを含有する成形板とすることも検討すべきである。文献ではケイカル1種(屋内)はフレキシブル板(屋内)と比較して1桁ほど濃度が高い。	石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿成形板等に比べ答申において、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられるとの見解が示されており、建材の種類に応じた作業基準により十分飛散防止が可能と考えています。 仮に、ご指摘の石綿種と飛散性の関係性に応じて作業基準を整理することを検討する場合も、作業に当たり全ての建材の分析を要することになることも考えられるところ、事業者の負担と、建材の種類に応じた作業基準による飛散防止の効果を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。
	笠井委員	②口の「薬液等」には、水も含まれると理解してよいか。	適切に湿潤化できるのであれば、水も含むものと考えています。
	笠井委員	「石綿含有成形板のうち石綿含有けい酸カルシウム板第1種を破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けるべきである。」と記載があるが、成形板なので届出は不要であるため、養生して撤去しているかどうかの判断は、施工者の自主判断でよいか。	施工者自身が作業基準に沿って、作業前に、施工者が作業の方法や石綿飛散防止措置等を含む作業計画を策定し、作業を進めることとなるため、一義的には施工者が判断することとなりますが、都道府県も事前調査結果の報告等によって工事現場を把握し、立入検査等によって予定・実施されている作業が作業基準に適合しているか否かを確認するため、必要な場合は指導を受けることがあります。 具体的な作業方法については、マニュアル等の策定の中で検討してまいります。
2.(3)一定の知見を有する者の活用	笠井委員	特に記載されていないが、特定と一般(無印)の調査者の調査対象の区別を今後は検討されるのか。現状では区分している意味がない。	一戸建て住宅に係る講習を修了した者を除き、講習の区分に応じて対象建築物を限定することは考えていませんが、構造が複雑で、使用されている石綿含有建材も多様な一定規模以上の建築物については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者によることを推奨するなど検討してまいります。
	笠井委員	全てを「みなし」とする場合も、一定の知見を有する者による調査・判断が必要という理解でよいか。	「みなし」とする場合も一定の知見を有する者を活用する必要があります。なお、資料2中2(3)【一定の知見を有する者を活用する建築物の解体等工事の範囲】に活用を要しない場合の案を示しています。
	笠井委員	「日曜大工など・・・」とあるが、何でも屋として、小規模な修繕や清掃などを行う個人事業主(シルバーなど)があり、彼らは、それを生業としている。この場合などを鑑み、区別できるような措置が必要ではないか。(無報酬の場合、または、自己所有建物等を自ら施工する場合は、規模などで規制するなど。例えば、資材費(仮設費・運搬費・送料などを含む)で100万円以上とか。	ご指摘のような場合は義務対象とすることを想定していますので、いただいたご意見を踏まえ、表現を検討してまいります。
2.(5)事前調査に関する記録	笠井委員	日曜大工など、一般個人が自ら行う軽微な改造・補修工事について、「自ら調査する」とあるが、「特定工事」とみなす場合は、一定の知見を有する者の活用は必要なく、「みなさない」場合は、一般個人であっても、「一定の知見を有する者」を活用しなければならないということか。 また、「一定の知見を有する者」を活用するかしないかを除けば、調査、掲示、届出等すべきことは解体等の行為と同じと考えてよいか。	日曜大工など、一般個人が行う軽微な改造・補修工事については、特定工事とみなす場合もみなさない場合も、負担に鑑み一定の知見を有する者の活用は要しないこととしたいと考えています。ただし、石綿含有建材の有無を判断するのが難しい場合は、石綿含有建材とみなすこと、また、みなさないのであれば、一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨、周知してまいります。 その他の自主施工者の義務については全て適用されますが、記録については簡易な方法で対応して差し支えない旨を施行通知等で明確化することを考えています。
	笠井委員	調査記録保存は、元請・自主施工者が記録保存とあるが、建物の転売等も多くあることから、建物所有者も保存し、転売時はその記録についても所有権及び保管義務が引き継がれるという整理が必要ではないか。施工業者サイドだけではなく、経営不振等で存在しなくなる可能性があることを勘案することも必要では。	石綿含有成形板等の規制対象への追加により、発注者(建築物等の所有者等)には、一般住宅を所有する一般個人も含まれることから、その負担等に鑑み、元請業者又は自主施工者が記録を保存することと整理しております。
	笠井委員	「記録事項」の中に、対象となる建築物等の工事の着手「年月日」を記載するようになっているが、「年月」で十分ではないか。不明な場合もあり得る。	石綿障害予防規則の改正と整合を図り、原則、設計図書から年月日を転記いただくことを考えておりますが、不明な場合はその旨を報告することで可能にできるか検討しております。

2.(7)事前調査結果の 掲示	笠井委員	<p>掲示板の大きさについては、他の工事用看板とのバランスもあるので、大きさは参考程度とし、それよりもフォントの大きさを示した方がよい。掲示にあまり細かい内容を書くとフォントが小さくなり見えなくなってしまうし、調査結果が逐次追加に伴って、記録を書き換えるなどの作業が発生する可能性もあることから、必要最低限の内容としていただきたい。また、技術指針やマニュアル等でひな形を提示することを検討していただきたい。</p>	<p>掲示板を設置する事業者にわかりやすくする観点から、他法令の掲示の規定(建設業許可の標識の掲示等)も参考にし、検討してまいります。</p> <p>また、掲示板のひな形は、今後マニュアル等で示すことを検討してまいります。</p>
2.(8)事前調査結果の 報告	笠井委員	<p>「建築物を改造し、若しくは補修する作業の伴う解体等工事」とあるが、解体部分の見積金額と勘違いされることが懸念される。改修工事等の請負金額(更新・新規導入する設備等の機器価格・取り付け等の労務・既存設備の解体撤去・産廃処分・一般管理費等を含めた金額)など具体的に示すべき。</p>	<p>請負代金の100万円に含まれる金額の具体例については、今後マニュアル等で示すことを想定しており、検討してまいります。</p>
	笠井委員	<p>報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲について、例えば、50万円の工事2つで100万円の工事とみなすという考え方が示されているが、契約日、着工日、工期等がどの程度離れていると、別工事扱いとなるのか、1つの工事とみなす場合と別工事扱いとなる場合を、誤解の無いように事例を示した上で明確にしていきたい。</p>	<p>別工事となる事例については、今後マニュアル等で示すことを検討してまいります。</p>
	笠井委員	<p>厚生労働省の検討事項になるかもしれないが、報告の方法について、提出前後に複数の関係者で内容を確認できる仕組みにしていきたい。例えば、入力者の他に、所長、支店担当者など。提出した人しか内容がわからないというようなことがないようにしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、厚生労働省と共有し、今後検討してまいります。</p>
3.(1)作業終了時の確認	外山委員	<p>「工作物に係る特定粉じん排出等作業終了後の確認については、当該検討の状況を踏まえつつ、当面、石綿作業主任者を活用して行うこととする。」とあるが、答申では終了確認は「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者」が行うとしており、工作物については石綿作業主任者のみが行い得るというのは趣旨が異なる。「事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者」を追加すべき。</p>	<p>答申において、工作物における事前調査に活用する者については、「事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否か」について引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成の方策を検討する必要がある」とされており、作業完了の確認に活用する者についても、当該検討と併せて今後検討していくものと考えています。</p>
	笠井委員	<p>「新たに規制対象に追加する石綿含有建材について、…除去作業を行った部分に残存しているかの判断が比較的容易であることから。」と記載があるが、「隠蔽部に残存していること等は基本的には想定されない」とまでは言えないのではないか。例えば、改修されたOAフロア下の既存のPタイル、シンダーコンクリート株のアスファルト防水、間仕切等の充填材等々がある。ただ、経験のある石綿作業主任者でも確認できる能力を持つ者はいるものとする。</p>	<p>ご指摘の建材があることは認識していますが、建築物石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者のいずれかを活用することで確認可能と考えています。</p>
	笠井委員	<p>枠内の表現としては、「一定の知見を有する者」が目視により確認するのかわ「誰が」の表現が必要では。 【一定の知見を有する者】が例示ととらえられないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、資料中の表現について検討いたします。</p>
	笠井委員	<p>終了検査は施工者側(実際に除去等作業を行う事業者)の義務として、石綿作業主任者が計画との整合性を加味して、判定するものと認識している。第三者が必ず関与する必要性はないと思うが、どうしても第三者性を求めるのであれば、行政官による(第三者委託含む)立ち入り検査という扱いを検討すべき。</p>	<p>第1回目いただいたご意見を踏まえ、建築物石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者のいずれかを活用して確認することとしたいと考えています。</p> <p>また、都道府県等も立入検査等により、現場や記録を確認することとしております。</p> <p>なお、答申においても、「今般の制度見直しの運用の状況も踏まえつつ、将来的に第三者による確認について検討」とあり、現段階で調査者が第三者であることを義務付けることについては考えておりません。</p>
3.(2)隔離を解く際 の確認	笠井委員	<p>「空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられるが、…効果的に実施できる方法を選択するのが適当である。」と記載があるが、隔離養生撤去前の空気環境測定は義務付けまではしないと理解してよいか。</p>	<p>具体的な確認方法として施行通知等で示すことを想定しているものであり、義務付けまでも示すことは考えておりませんが、確認した方法、結果等については作業に関する記録に含めることとしております。</p>
3.(3)特定粉じん排出 等作業に関する記録	笠井委員	<p>「記録事項について、作業計画に基づき行った作業(特定粉じん排出等作業の実施の期間中に当該作業計画に変更が生じた場合は、その内容を含む。)」とあるが、ここでの記載はあくまでも変更があった場合の「記録」を残すということだと理解しているが、この機会に、大防法第18条の15第1項に基づく届出には、変更届等の計画変更する際の手続きについては法で規制されておらず、今までは慣例的に、修正、追加、差替え等を行っていた。作業計画に変更が生じた場合、今後、変更届が必要になるのか。</p>	<p>計画に変更が生じた場合の手続きについては、現行法の規定で特段の問題は生じていないと理解しており、変更届について規定することは考えておりません。計画に変更が生じた場合には、その旨作業に関する記録として残すこととしているものです。</p>

	笠井委員	特定粉じん排出作業等で、周辺環境を測定することが多くあり、その際の計測結果がある場合は記録として残すこととしてはいかがか。(義務としてではなく、あくまでも記録の一つとして。)	測定した場合には、その記録は残すことが望ましいと考えており、マニュアル等で示してまいります。
4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認	笠井委員	「集じん・排気装置の正常な稼働を確認すること」とあるが、具体的な確認方法はどこかで示されるのか。	現行の作業基準において、「使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより確認すること」としており、今般頻度を増やす確認についても同様に行うことを想定しています。 なお、具体的な機器、測定方法等については、マニュアルにおいて示してまいります。
	笠井委員	作業基準の一項目として、「作業員が隔離場所(セキユルティゾーン)から退出する場合は、洗浄室で30秒以上エアシャワーを浴び、付着した石綿を確実に落とす」といった項目を入れることが有効と考える。	ご指摘のような詳細な作業方法等については、マニュアルで示すことが適当と考えております。なお、現在においても、「建築物の解体時に係る石綿飛散防止対策マニュアル」で示しております。